

調達管理番号・案件名

24a00668\_全世界(中南米、アフリカ)障害と開発分野国別研修運営実施業務(国内業務)(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

質問と回答は以下のとおりです。

2024年12月24日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	9	第2条 業務の目的と範囲 発注者の担当業務 ①研修実施に関する業務	「シ」研修員作成の各種レポートの(…)評価案の作成」とありますが、具体的にどのようなものを指していますか。例えばレポートを評価するための基準などを設定するのでしょうか。	評価は、研修員より研修全体について、JICA側が指定するクエスチョネアに基づき提出を受けることを想定していますので、全研修員より回収後、取りまとめを行い研修全体に対する研修員の評価案を作成願います。
2	9	第2条 業務の目的と範囲 発注者の担当業務 研修実施に関する業務	「チ」広報活動の実施補助」とありますが、実施時期(研修実施前・後など)、活動内容(広報媒体へのアポ取り・取材受け入れ対応など)等、受注者に求められる広報活動の詳細について教えてください。	視察先の地元紙等広報媒体へのプレスリリース準備、取材受け入れ対応、プロジェクトやJICAのSNS広報記事ドラフト等を想定しています。対応は研修期間中を想定していますが、場合によっては研修実施前後になる可能性があります。
3	10	第2条 業務の目的と範囲 発注者の担当業務 ②講義(実習)の実施にかかる業務	受注者の企業に所属する者や、本件業務に従事する者が講義や実習を実施することは可能ですか。	可能です。各案件のコースリーダーやプロジェクト専門家と調整をしながら進める想定です。
4	12	第3条 実施研修概要 (1) 対象研修	本業務の対象となる研修参加者が過去に本邦研修に参加した実績があれば、その際のカリキュラムまたは日程表を共有いただけないでしょうか。	関係資料共有可能ですので、以下のメールアドレスに12月27日(金)12時までにご連絡ください。 人間開発部高等教育・社会保障グループ <hmghs@jica.go.jp>
5	12	第3条 実施研修概要 ☑)対象研修 ■2025、2026年度 パラグアイ国「障害者の社会参加促進プロジェクト」 南アフリカ国「障害児および家族のためのレスパイトケアサービス拡大プロジェクト」	研修は2か年通じての実施が想定されていますが、パラグアイと南アフリカの案件について、1年目と2年目の研修参加者は異なる想定でしょうか。あるいは同じ研修員が1年目と2年目に連続して来日し、それぞれの年で異なる講義や視察を行う想定でしょうか。研修講義や視察内容を提案する際の参考といたしく、ご教示いただけると幸いです。	パラグアイ、南アフリカ共に、1年目と2年目の参加者・内容は異なる想定です。
6	12	第3条 実施研修概要 ☑)対象研修 ■2025、2026年度 国別研修 パラグアイ国「障害者の社会参加促進プロジェクト」	研修時期は、2025年度は、「2025年6月～7月頃(又は2026年2月～3月頃)」、2026年度は「2026年11月(又は2026年6月～7月頃)」とあり、想定される時期が複数あります。これには、何か特別な理由がありますか。研修時期を決定する要因になるようなプロジェクト活動などがあるようでしたら、ご教示ください。	当該部分の記載は削除します(研修実施時期の指定はありません)。

7	13	<p>第3条 実施研修概要  <input checked="" type="checkbox"/>)対象研修            ②国別研修 南アフリカ国「障害児および家族のためのレスパイトケアサービス拡大プロジェクト」            研修目的:</p>	<p>「特に重症心身障害児を中心」とありますが、この背景を教えてくださいいただけますか。重症としている理由や、肢体のみではなく心身としている理由などをご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>本プロジェクト自体が全ての障害のある児童を対象としているものの、実際には地域の学校に通学できず、地域のデイケアセンターに行くこともできない児童となると、主に中度から重度の肢体不自由児や重複障害のある子どもが本プロジェクトの主な対象です。特に在宅に留まっている子どもは、重症心身障害児や医療的ケア児が含まれています。一方で、重複障害、重度の障害のある子どもたちを支援するサービス仕組みが南アでは未発達であるため、日本の事例を参考にしたいというのが今回の研修の背景です。</p>
8	13	<p>第3条 実施研修概要  <input checked="" type="checkbox"/>)対象研修            ②国別研修 南アフリカ国「障害児及び家族のためのレスパイトケアサービス拡大プロジェクト」 訪問先</p>	<p>「立命館大学産業社会学部」とありますが、講義を担当される教員の想定がある場合、ご教示いただけませんか。</p>	<p>想定はありますが、現時点で教員の確約が無いためここでの回答は控えさせていただきます。</p>
9	14	<p>第3条 実施研修概要  <input checked="" type="checkbox"/>)対象研修  <input checked="" type="checkbox"/>2026年度            ①国別研修 南アフリカ国「障害児および家族のためのレスパイトケアサービス拡大プロジェクト」</p>	<p>2025年度の研修参加人数には手話通訳者や介助者を含んだ人数が想定されていますが、2026年度の研修には介助者等が含まれません。これには特別な理由があるのでしょうか。</p>	<p>特別な理由はありません。まだ研修員候補が決まっていないためです。</p>
10	14	<p>第3条 実施研修概要  <input checked="" type="checkbox"/>)対象研修  <input checked="" type="checkbox"/>2026年度            ①国別研修 南アフリカ国「障害児および家族のためのレスパイトケアサービス拡大プロジェクト」</p>	<p>訪問先は札幌市の児童発達支援センター、障害児通所支援、障害児入所支援等とのことですが、札幌市のこれら施設が訪問先として想定されていることに何か理由はありますか。</p>	<p>札幌市を選んだ理由は、「むぎのこ」という主に自閉症に特化した地域のサービスデリバリーモデルの好事例(南アフリカで適応可能なファミリーホームやショートステイ、母親や父親支援・ピアのサービス)があることを考慮して選んだ経緯があります。札幌での実施については確定ではなく、他の視察先も含めて検討中です。</p>

11	14	<p>第3条 実施研修概要  <input checked="" type="checkbox"/>)対象研修  <b>■2026年度</b>  ①国別研修 南アフリカ国「障害児および家族のためのレスパイトケアサービス拡大プロジェクト」  訪問先:タイ・バンコク</p>	<p>タイ・バンコクが訪問先の1つとなっておりますが、受注者の同行は不要とのことでした。同訪問先での研修に関し、受注者の担当業務は、「現地で研修を受託するコンサルタント等備上のTOR策定への協力」のみということでしょうか。入札説明書10ページ以降に記載されている(1)受注者の担当業務について、タイ・バンコクでの研修が必要とされる業務があれば教えてください。また、タイ・バンコクでの研修についても、研修講義や視察内容はプロポーザルにて提案が求められますか。</p>	<p>タイ・バンコクでの研修が必要とされる業務は、現地で研修を受託するコンサルタント等備上のTOR策定への協力のみです。タイ・バンコクでの研修について、研修講義や視察内容はプロポーザルにて提案を求めません。</p>
12	14	<p>第3条 実施研修概要  <input checked="" type="checkbox"/>)対象研修  ③国別研修 エクアドル国「障害者に焦点を当てたインクルーシブ防災制度強化を通じたインクルーシブ防災条例策定支援」</p>	<p>立木茂雄教授が過去に実施されたエクアドルを対象とした研修プログラム等を共有いただくことは可能でしょうか。研修講義や視察内容を提案する際の参考といたし、ご検討いただくと幸いです。</p>	<p>関係資料共有可能ですので、以下のメールアドレスに12月27日(金)12時までにご連絡ください。  人間開発部高等教育・社会保障グループ &lt;hmghs@jica.go.jp&gt;</p>
13	14	<p>第3条 実施研修概要  <input checked="" type="checkbox"/>)対象研修  <b>■2026年度</b>  ①国別研修 南アフリカ国「障害児および家族のためのレスパイトケアサービス拡大プロジェクト」</p>	<p>日本での研修後、在外補完研修を7日間タイで実施すると理解しました。タイでの研修も、2026年6月下旬～7月上旬(予定)の間に予定されているということでしょうか。また、この在外補完研修を設定した背景や目的、訪問地を想定した理由について教えてください。</p>	<p>タイを在外補完研修を設定した背景については、自閉症等の発達障害や知的障害の子どもの支援方法や、全国展開を見据えてタイのAPCDの広域展開の戦略等も参考になるのではと想定していたためです。しかし、タイ研修の実施については、確定ではなくプロジェクトの進捗状況によっては実施しない可能性もあります。</p>
14	16	<p>第4条 業務の内容  (6)研修実施  ①外部機関等への研修依頼・調整</p>	<p>「外部機関等への講師・実習の内諾取付についてはプロジェクト専門家と協力しながら行う」とのことですが、内諾取り付けにかかるプロジェクト専門家と受注者の役割とデマケについて具体的な想定があれば教えてください。</p>	<p>プロジェクト専門家より提案があった訪問先については、プロジェクト専門家より内諾に係る連絡の第一報を入れる想定です。</p>
15	17	<p>第4条 業務の内容  (6)研修実施  ④アクションプラン等の作成・発表</p>	<p>本項ではアクションプラン等の作成・発表が含まれていますが、p.10 &lt;実施業務&gt;にはアクションプランの作成が含まれておりません。アクションプランの作成は講義として捉え、受注者が講師を手配することになりますか。</p>	<p>アクションプランの作成は講義として捉えていただき、講師はコースリーダー又はプロジェクト専門家にになっていただく想定です。</p>

16	19	第7条 業務提出物	業務提出物の業務計画書の内容として「調査内容・方法」とありますが、これは研修実施の事前調査のことを指しますでしょうか。	はい。研修実施の事前調査のことを指します。事前調査とは研修コースの目標達成のために必要なプロジェクト関連情報を確認を意図しています。
17	24	第3章1. (3)業務従事予定者の経験、能力	1)対象国及び類似地域:中南米/アフリカとなっておりますが、研修委託等の国内業務経験ではなく、当該地域での現地業務経験が主な評価対象として想定されていますでしょうか。研修委託等の国内業務経験も評価対象となる場合、当該国及び類似地域からの研修員受入れ経験が1)に該当するという理解でよろしいでしょうか。	当該国での経験及び類似地域からの研修員受入れ経験を評価対象とします。
18	24	第3章 技術提案書作成要領 1. 技術提案書作成に係る要件 (2)業務量の目途	人月について、全体で11.5PMとありますが、3号が2PM、5号が5PMと記されており、残る4.5PMをどの等級で想定すべきか、ご教示ください。	標準事前業務人日は業務格付及び日数を指定しております(コンサルタント等契約の研修における標準事前業務人日については質問番号23の回答にあります「コンサルタント等契約における研修・招へいガイドライン」の別添資料2:標準事前業務人日をご参照ください)。その他の業務日数・格付については指定しておりません。
19	24	②24第3章(2)およびp27(4)	合理的配慮について、手配に関する人日については定額計上に入っているとのことですが、合理的配慮に係る経費自体(例:手話通訳者費用、教材の点字化、専用介護車等の費用など)は定額計上に含まれているでしょうか。	現時点ではどのような障害の研修員が来日するか未定ですが、合理的配慮の合理的配慮の経費合理的配慮の経費は、定額に含まれており、定額計上の金額を超える場合は、別途相談させていただきます。
20	24	第3章技術提案書作成要領 1. 技術提案書作成に係る要件 (2)業務量の目途	「業務従事者(5号)の事前業務として情報保障や介助者等合理的配慮の手配が必要」と想定されているとのこと。手配を検討するにあたり、研修の参加者のうち障害を持つ方について、想定される障害の種別を教えてくださいませんか。	研修員候補が決まっていないため未定です。
21	24	第3章 技術提案書作成要領 1. 技術提案書作成に係る要件 (2)業務量の目途 *2	2025年度パラグアイ、2026年度パラグアイ、南アフリカの参加者に想定される情報保障や介助者等合理的配慮の具体的内容について、それぞれの回についてご教示いただけますか。	研修員候補が決まっていないため未定です。
22	25	第3章技術提案書作成要領 5)配付資料 公開資料等	南アフリカ国「障害児および家族のためのレスパイトケアサービス拡大プロジェクト」の詳細計画策定調査の報告書があれば共有いただくことはできますか。	関係資料共有可能ですので、以下のメールアドレスに12月27日(金)12時までにご連絡ください。 人間開発部高等教育・社会保障グループ <hmghs@jica.go.jp>
23	27	3. 経費精算に係る留意事項 (4)定額計上について	定額金額には、提案する業務従事者の旅費、日当及び宿泊費は含まれておりますでしょうか。また、金額に含まれる範囲内で支出をした結果、総額で定額金額を超えた場合にも、精算可能という理解でよろしいでしょうか。	含まれています。具体的には、質問番号23の回答にあります「コンサルタント等契約における研修・招へいガイドライン」の同行者旅費をご参照ください。なお、定額として計上する経費は契約開始後に業務内容と方法に照らして過不足を協議し確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

24	27	(4)定額計上について	<p>本邦研修にかかる経費が定額計上となっており、金額に含まれる範囲に「研修実施諸費」がありますが、ここには具体的に何が含まれますか。</p> <p>例えば、以下は含まれますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-外部講師の日当宿泊交通費、研修会場の借料、所管のJICAセンターから各視察・実習先への研修員が利用するバス備上費、研修員等に提供する文房具などの消耗品費、教材印刷費、遠隔の講師と接続するような場合のオンライン会議システムの契約費、音響資機材のレンタル費など</li> <li>-合理的配慮に関する資機材・アプリの手配やレンタル費用</li> </ul> <p>また、以下は含まれないという理解で正しいですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-研修参加者の旅費(航空賃)や宿泊費(日本・タイのいずれも)</li> <li>-受託者が拠点とする地域から研修所管JICA拠点までの往復の交通費や日当宿泊費</li> </ul>	<p>研修実施諸費、同行者旅費等についての具体的内容については「コンサルタント等契約における 研修・招へい実施ガイドライン」(以下↓リンク)をご参照ください。</p> <p><a href="#">コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン   JICAについて - JICA</a></p>
----	----	-------------	--	---